

2024年12月16日

各 位

会社名 株式会社 安江工務店
代表者名 代表取締役社長 山本 賢治
(コード番号: 1439 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 常務取締役 印田 昭彦
(TEL 052-223-1100)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2025年2月中旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日の設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年12月31日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2024年12月31日（火曜日）
- (2) 公告日 2024年12月16日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.yasue.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年11月7日に公表した「株式会社サーラコーポレーションによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社サーラコーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求（以下、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定とのことであり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満となる場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

今般、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は(ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式等売渡請求を行うこととなった場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

(注) 「本新株予約権」とは、下記①から⑨の新株予約権を総称していいます。

- ① 2018年3月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(行使期間は2021年4月1日から2025年3月31日まで)
- ② 2018年4月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(行使期間は2021年4月1日から2025年3月31日まで)
- ③ 2019年4月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された株式報酬型第1回新株予約権(行使期間は2019年5月7日から2049年5月6日まで)
- ④ 2021年7月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された株式報酬型第2回新株予約権(行使期間は2021年7月26日から2051年7月25日まで)
- ⑤ 2022年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された株式報酬型第3回新株予約権(行使期間は2022年5月30日から2052年5月29日まで)
- ⑥ 2022年11月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(行使期間は2022年11月28日から2025年11月27日まで)
- ⑦ 2022年11月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(行使期間は2022年11月28日から2025年11月27日まで)
- ⑧ 2023年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された株式報酬型第4回新株予約権(行使期間は2023年5月29日から2053年5月28日まで)
- ⑨ 2024年5月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された株式報酬型第5回新株予約権(行使期間は2024年5月27日から2054年5月26日まで)

以 上